

(公 印 省 略)

広情個審第17号

令和8年8月3日

広島市教育委員会 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 福永 実

公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年9月24日付け広市教総企第12号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第396号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和7年9月24日付け広島教総企第12号の諮問事案（諮問第396号事案）

令和7年4月14日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月30日付け広島教指令総企第3号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）に対する同年6月11日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、本件開示請求に対して行った本件不開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件不開示決定は、実態と矛盾し不適切であるため、その決定を取り消すことを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 実施機関は、請求人が開示を求めた「2020年度から2025年度に特定の市立小学校（以下「本件学校」という。）から本件学校PTA（以下「PTA」という。）に提供もしくは共有された生徒名簿」は存在しないと主張するが、PTAの配布した文書には、PTAに加入届を提出していない保護者にも連絡等を行う旨の記載があり、このような運用が可能であるためには、本件学校からPTAに生徒名簿が提供または共有されている必要がある。

イ 上記のように本件学校からPTAに対して生徒名簿が提供されていたにもかかわらず、実施機関に個人情報の提供に関する同意書の開示請求をしたところ「不存在」決定がなされた。これは、同意なく個人情報が提供されていた疑いを生じさせる。

ウ 本件学校からの連絡文書に「PTAに名簿を提供する」という趣旨が誤って記載されたことがある。このような誤った記載がなされたのは、本件学校からPTAに生徒名簿が提供されていた実態があるためと考えられる。実際、請求人は、3年以上前の時点で本件学校からPTAに名簿が提供されていた事実を役員経験者から聞いている。

エ PTA活動には名簿情報が不可欠であり、本件学校からPTAに生徒名簿が提供・共有されていたと考えるのが自然である。

オ 本件学校とPTAの間における児童・保護者の個人情報の取扱いは以下のとおり不適切である。

(ア) 実質的に保護者全員をPTAに自動加入扱いする運用が長年継続している。

- (イ) 学校からPTAへの児童・保護者の個人情報の提供に係る同意書が存在しない。
 - (ロ) PTAは非加入者に対しても非加入の届出をさせており、そこには保護者及び児童の氏名等を記載することとなっており、学校を通じて、PTA加入者・非加入者を問わず、事実上全家庭の個人情報を取得できる体制となっている。
- カ 実施機関の弁明書における説明は、組織的実態を覆い隠す不十分な説明であり、情報公開制度の理念に反し、不当である。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求人が「生徒名簿」と呼ぶものは実施機関が「学級名簿」と呼ぶ文書に相当すると考えられるところ、「学級名簿」の保存年限は1年であり、保存年限を経過した2023年度以前の本件学校の「学級名簿」は廃棄済である。このため、開示請求日時点で保有していない。
- (2) 2024年度及び2025年度の「学級名簿」は、開示請求日時点で保有しているが、当該学級名簿がPTAに提供又は共有された事実は確認できなかった。したがって、請求人が開示を求めているような、PTAに提供もしくは共有された生徒名簿というものは存在しないため、不存在決定を行った。
- (3) PTAから配布した文書に、PTAに加入届を提出していない保護者にも連絡等を行う旨の記載があることから、本件学校からPTAに生徒名簿が提供されていたと考えられるとの請求人の主張については、PTAに確認したところ、実際にはそのような運用は行っていないとの回答を得ている。
- (4) 本件学校からの連絡文書に「PTAに名簿を提供する」という趣旨の記載があったことは事実だが、既に本件学校から周知されているとおり、誤って記載したものであり、本件学校がPTAに学級名簿を提供した事実はない。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 本件学校からPTAに学級名簿を提供した事実の有無について

ア 本件開示請求において請求人が開示を求めたのは、特定の年度に係る本件学校からPTAに提供した学級名簿についてである。したがって、そもそも本件学校からPTAに学級名簿を提供していなければ、当該学級名簿の存否にかかわらず、実施機関は、条例に基づき、不存在を理由とした不開示決定を行うこととなる。

このため、当審査会が実施機関に、本件学校からPTAに学級名簿を提供した事実の有無を確認したところ、広島市教育委員会においては、個人情報の外部提供は原則禁止であり例外的に外部に提供する場合は本人の同意等が必要である旨を令和5年（2023年）11月30日付けで各学校長に通知（以下「通知」という。）しており、少なくとも本件学校の校長が現職に就任した

2024年度以降、学級名簿をPTAに提供した事実はないとの説明である。

なお、2020年度から2023年度までの学級名簿をPTAに提供した事実の有無については、請求人が反論書において「3年以上前の時点で確実に学校からPTAに名簿が提供されていた事実を役員経験者から聞いている。」と主張している一方、実施機関は弁明書で本件学校はPTAに学級名簿を提供した事実はないと主張しているため、改めて実施機関に確認を行ったものの、誠に遺憾なことに、2023年度以前の学級名簿は廃棄済であるため不存在であるとの当初の主張を繰り返すのみで、学級名簿の提供の有無について明確な回答はなかった。

イ 以上の実施機関の説明だけでは実施機関からPTAへの名簿提供の事実の有無は判然としない。

そこで、PTAの活動状況等に目を向けると、仮にPTAが本件学校から学級名簿の提供を受けることにより保護者等の個人情報を取得しPTA活動に用いることができるのであれば、PTAは直接保護者等から個人情報を収集する必要はない。しかし、請求人が審査請求書等に添付している資料を見る限り、2024年度時点において、PTAは保護者等が氏名や住所、連絡先を記入した書類の提出を受けることによって直接個人情報を収集している実態がうかがわれ、学級名簿の提供を受けた団体の行動としては非合理的である。

また、PTAにおいて、書類の提出がない一部の保護者の連絡先等が必要な場合は、本件学校に対して当該一部の保護者の連絡先等の情報提供を依頼し、本件学校としては、前述の通知に従い、当該依頼に協力する場合は電話等で当該一部の保護者の同意を得て提供すれば足り、あえて全保護者の同意を得てPTAに学級名簿を提供することは非合理的である。

さらに、令和7年4月30日付けで実施機関が請求人に対して行った「本件小学校における保護者から取得した個人情報の第三者提供の同意書」の不存在決定に対して請求人から不服申立てがなされておらず、この点については実施機関と請求人の間に認識の相違はない。

ウ こうしたことを踏まえると、通知発出の翌年度である2024年度以降については、本件学校からPTAに学級名簿を提供していないと考えることが合理的であるが、2020年度から2023年度までについては、通知発出前のことであり、PTAへ学級名簿が提供された可能性は否定できないため、当該学級名簿の有無が論点となる。

(2) 2020年度から2023年度までの学級名簿を廃棄済であるか否かについて

ア 実施機関は2020年度から2023年度までの学級名簿を廃棄済であるとしているため、当審査会が実施機関に、本件学校における学級名簿の通常の保管方法、廃棄方法及び本件不開示決定に当たっての当該学級名簿の探索方法等を確認したところ、次のとおりの説明である。

(7) 保管方法

学級に所属する児童の出欠等については、教職員は実施機関が導入している校務支援システム上で管理しており、学級名簿を作成・保管はしていない。しかし、有事の際等に同システムで児童の情報を確認できない場合に備え、同システムから出力した全学級の学級名簿を校長が紙媒体で保存している。

(1) 廃棄方法

保存年限が経過したものは、年度当初に他の文書とまとめて廃棄文書として処分している。

(ウ) 探索方法等

前述のとおり、校長が全学級の学級名簿を紙媒体で保存していることから、本件学校の校長が校長室内を目視により確認し、念のため職員室の共用キャビネット内も確認したが、2020年度から2023年度までの学級名簿は発見できなかった。

学級名簿は「広島市立学校文書取扱要領」における「校内文書」に該当し、その保存年限が1年であること、実務上、保存年限が経過したものは年度当初に他の文書とまとめて廃棄文書として処分していることから、以上の探索結果を踏まえて、当該学級名簿は廃棄済であると判断した。

イ 実施機関の以上の説明を踏まえると、学級名簿の保管方法に照らして実施機関の探索方法等に特段不合理な点は認められない。

校務支援システムからは、本答申の時点においても2020年度から2023年度までの学級名簿を出力することは可能な模様ではあるが、本件学校において保存されていたものではなく新たに出力するものであるため、出力した学級名簿がPTAに提供した可能性がある学級名簿と同一であることは考えられるものの、当審査会において同一であるとまで認定することは困難である。

こうした事情を踏まえると、2020年度から2023年度までの学級名簿を仮にPTAに提供していたとしても、学級名簿は廃棄済であるとの実施機関の説明に特段不合理な点は見当たらない。

(3) 結論

以上のことから、実施機関が、本件開示請求に対して行った本件不開示決定は妥当である。

なお、請求人はその他、本件学校とPTAの間における児童・保護者の個人情報の取扱い是不適切である等縷々主張しているが、当審査会はこの点について判断する立場にはない。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 7. 9. 2 4	広市教総企第1 2 号の諮問を受理（諮問第3 9 6 号で受理）
R 8. 5. 1 2 (第1回審査会)	第1部会で審議
R 8. 6. 9 (第2回審査会)	第1部会で審議
R 8. 7. 1 4 (第3回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
青 木 大 輔	弁護士
下久保 聖 司	株式会社中国新聞社論説委員室論説委員
神 野 礼 斉	広島大学大学院教授
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院教授
見之越 常 治	弁護士